**平成２４年（フ）第２６２３号**
東京都世田谷区祖師谷３丁目６―10―202
債務者　幸　　明子（旧姓宮下・長江）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２６２４号**
東京都足立区扇２丁目３―21―302
債務者　貝瀬賀代子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２６５５号**
千葉県船橋市本町６丁目４―15―602
債務者　土井　紀子（旧姓横山・吉川）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２６５６号**
東京都江戸川区江戸川１丁目33―７　カサディ江戸川ＮＯ２―１
債務者　沼野　仁美
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２６５７号**
埼玉県所沢市美原町２丁目2953―９―402
債務者　藤巻　仁志
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２６５８号**
神奈川県小田原市曽我岸134　プラザＡ101
債務者　山口　　隆
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２６６５号**
東京都西東京市谷戸町１丁目17―２―810
債務者　小山　早苗
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２６７２号**
神奈川県足柄上郡大井町金子4028―15
債務者　鈴木あゆみ
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２６７６号**
神奈川県横浜市青葉区奈良町2913　奈良北団地５―1111
債務者　安藤泰信こと　權　　泰信
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２６８１号**
東京都板橋区大原町19―10　フジハイツ10号棟203
債務者　都築　隆宏
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２６８６号**
東京都品川区平塚３丁目13―３
債務者　大竹山由縁
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２６８８号**
東京都荒川区東尾久２丁目28―８―102
債務者　伊藤サナエ
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２６９６号**
神奈川県川崎市幸区東古市場20―104
債務者　川上　秀樹
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２６９７号**
神奈川県川崎市幸区東古市場20―104
債務者　川上　理恵
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２７０２号**
神奈川県大和市西鶴間３丁目10―10―202
債務者　大塚富士夫
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２７０４号**
東京都杉並区高円寺北３―14―６―107、住民票上の住所埼玉県さいたま市浦和区高砂４丁目３―３
債務者　原田　有子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部